

SHIPS Lab 会 則

第1条 名 称

本会は、SHIPS Lab（塩飽諸島問題解決ラボ：SHiwaku Islands Problem-Solving Lab.）と称する。

第2条 事務局所在地

本会の事務所は、丸亀市綾歌町とする。

第3条 目 的

本会は、塩飽諸島を中心に離島の課題を解決し活性化することを目的とする。

第4条 事 業

事業は下記について実施する。

- 1 離島が直面する課題についての啓蒙および情報提供活動
- 2 離島に関する課題解決のためのプロジェクトおよび新規事業等の立案・実施
- 3 情報共有と協働のための広域にわたる人的ネットワークの形成

第5条 運 営

塩飽諸島（丸亀市に属する島々を含む）や他の離島が直面する課題に強い興味を持ち、その問題解決に参画する意志を持つ個人あるいは組織が所属でき、必要に応じて、会員が集まり会の運営を行う。

会員の熱意と相互信頼を、全ての活動・運営の基盤とする。

会の運営は、役員会を中心に会員の自主運営によるものとする。

第6条 会員資格及び会費について

- 1 当会の会員資格は、当会の趣旨に賛同し、これから活動しようとしている団体や個人とする。入会の最終決定は役員会にて行う。
- 2 入会金及び会費は、無料とし、事業経費が必要な場合は、会員と協議の上、負担金を徴収する場合がある。

第7条 入 会

入会を希望するものは、趣旨に賛同し、必要事項を登録した申請書を役員会に提出する。その承諾をもって会員とする。

第8条 退 会

退会を希望する会員は、会長に退会届を提出する。なお、団体所有の資産について持ち分を放棄し、分割請求及び清算は行わないものとする。

第9条 役員会

本会に役員会を置く。役員会は会の運営方針及び事業の決定を行う。

第10条 役員構成

- 会 長 1名
- 副会長 1名以上
- 会 計 1名以上（副会長が兼任できる）
- 監 事 1名以上

第11条 役員を選任

役員（会長、副会長）は会員の互選で選任する。

第12条 役員の職務及び任期

- 1 会長は、本会を代表し会務を統括する。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代行する。
- 3 任期は2年とし再任を妨げない。

第13条 会の構成及び議決について

- 1 本会の会議は総会および役員会とし、総会は年1回開催し、事業報告及び会計報告、事業計画について報告をする。役員会は年4回以上の開催とする。
- 2 議決権は一人1票とし、1/2以上の賛成をもって議決するものとする。

第14条 事業年度

本会の事業年度は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第15条 会則の変更

会則の変更は役員会で決定する。

第16条 その他

会則で定めるほか必要な事項は役員会で決定する。

（附則）

本会則は令和4年10月31日から実施する。

（設立年月日）

令和4年10月31日